

# 「テロ組織」が政党になるとき — 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」—

末 近 浩 太

## 目次

はじめに——「テロ組織」は政党になれるか

### 1. 内戦はいかにして終わったのか——第二共和制の成立

- (1) 民兵組織の武装解除と政党化
- (2) 宗派制度の修正による新たな権力分有
- (3) パクス・シリアーナの現出

### 2. 逆風に立たされる抵抗と革命——転換点としての1991年

- (1) 内戦の終結と第二共和制の成立——国内レベル
- (2) 中東和平プロセスの進展——地域レベル
- (3) 東西冷戦の終結——国際レベル

### 3. ヒズブッラーのレバノン化——制度化とローカル化

- (1) 政党内競合
- (2) 政治綱領の発表——第14期国民議会選挙（1992年）
- (3) 選挙戦と議会政治

### 4. 権力の二元的構造のもとでの政党

- (1) 政党と非政党をわけるもの
- (2) 権力の二元的構造
- (3) シリアの天井——第15期国民議会選挙（1996年）

むすびにかえて

はじめに——「テロ組織」は政党になれるか

ヒズブッラー (Hizb Allah, 神の党) は、1980年代初頭の結成からわずか10年間あまりで急速な成長を遂げた。その背景には、彼らがレバノン内戦(1975～90年)による国家破綻と民兵割拠のなかで、伝統的なパトロン・クライアント関係ではなく近代的なイデオロギー的動員によって国内での支持基盤を固めると同時に、イランとシリアといった国外からの軍事的・経済的支援を享受していたことを指摘できる。イランを範とする革命的汎イスラーム主義にもとづく彼らの言動——例えば、トラック爆弾による自爆攻撃、西洋人の拉致監禁・殺害、ハイジャック——は、レバノンの国内政治だけではなく中東政治を揺るがし、さらには「イスラーム原理主義」の「テロ組織」として国際政治の注目を集めることとなった(Suechika [2000: 267-271])。

このようにいわば武闘派として知られたヒズブッラーであったが、内戦終結後の1990年代に入ると一転してレバノンの政党となることを選択し、国民議会選挙および議会政治において大きな力を獲得していく。この「転向」はレバノンの国内外で驚きをもって受け止められた——体制の転覆を目指す革命組織がなぜ体制の一部になることを選んだのか。そのことによって支持者を失わなかったのか、組織は分裂しなかったのか。他方、レバノンの政治体制に注目した場合、なぜ国家の枠組みの改編すら唱道する強烈な革命イデオロギーを掲げる組織を合法的な政党として受け入れたのか。他の政党はこれをどのように受け止めたのか。

L・ウェインバーグ (Weinberg, Pedahzur, and Perliger [2009: 75-78]) らによれば、暴力を用いて政治的目的を達成しようとする「テロ組織」<sup>1)</sup>が平和的な対話を通じた政治要求の実現を目指す「政党」へと変容するためには、組織内部の動態という「内的条件」と政治環境の変化といった「外的条件」を満たす必要があり、また、これらは相互補完的な関係にあると論じた。つまり、「テロ組織」が暴力を放棄し、組織の支持者や古参幹部を説得し、民主的な政治に参入するためには、たとえ指導部にそうした意思があったとしても、公的な政治空間の側がそれを受け入れる姿勢や準備がなければ実現しないということになる。例えば、外的条件としては、①政府による組織メンバーへの恩赦と党員資格の認定や②民主的な政治制度の確立が挙げられるが、これらが「テロ組織」に対して①地下活動よりも効率的かつ確実な目標達成の方法を提供し、②政党や政党システムの特徴を「模倣」するインセンティブを与えるとされる。

むしろ、内戦後の平和構築と民主化の推進の観点から見れば、「テロ組織」——あるいは武装グループや民兵組織——を政党として受け入れるための準備こそが、彼らの暴力の放棄と民主政治への参入を促進し、翻って、これらの「テロ組織」が政党化することが民主的な政治を整備・運営していくための不可欠な土台となる (Kovacs [2008])。事実、1990年のレバノン内戦の終結と「第二共和制」の制度設計は同時並行的に進行し、ヒズブッラーだけではな

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (末近)

く他の民兵組織もまた同様に合法政党化の道を歩むこととなった。その意味において、レバノンでは、内戦後の DDR (武装解除・動員解除・社会復帰) と民主化を通じた国家再建は一定の成功を収めたといえよう。

しかし、ヒズブッラーが他の民兵組織のケースと大きく異なるのは、彼らが武装解除をせずに軍事部門を抱えたまま合法政党化した点である。ヒズブッラーの軍事部門「イスラーム抵抗 (al-Muqāwama al-Islāmiya, Islamic Resistance)」は、レバノン国軍と同等、あるいはそれ以上の軍事力を有しているともいわれている。そうだとすれば、次のような疑問が浮上する。なぜ、ヒズブッラーは、武装解除した他の民兵組織に対する軍事的優位にもかかわらず、あえて政党化の道を選んだのか。また、なぜ、彼らは武装解除に応じなかったにもかかわらず、ポスト内戦期のレバノンの新体制に受け入れられたのか。本稿では、これらの問いに答えてみたい。

結論を先取りすれば、このパズルを解く鍵はシリアにある。周知の通り、ポスト内戦期のレバノンは、15年にわたってシリアによる実効支配下に置かれた (1990～2005年)。そのため、ヒズブッラーの「武装政党」としての特異性も、シリアの対レバノン政策の産物、すなわちシリアの政策判断がもたらしたものと見ることもできる (たとえば Harik [2004: 43-52])。だが、それだけでは、上述の問いに対する答えとしては不十分であろう。その理由は二つある。

第一に、革命的汎イスラーム主義を掲げレバノンの体制の転覆を目指していた組織が、合法政党化の道を選び、シリアの実効支配下に入ることを余儀なくされてもなお支持者の喪失や組織の分裂に直面せず、むしろ反対に政党として一定の成功を収めた要因を説明していないからである。だとすれば、ヒズブッラーの政党化は、シリアによるレバノン実効支配という「外的要因」に加えて、組織内部の動態という「内的要因」も併せて論じる必要がある。

第二に、ヒズブッラーを「武装政党」とするシリアの政策判断が、両者のバイラテラルな関係のみに基づき下された訳ではないからである。ヒズブッラーを取り巻く政治環境は、レバノンとシリアだけではなく、イラン、イスラエル、米国などの思惑が絡み合った複雑なものであった。例えば、イランはヒズブッラーの言動を大きく左右する影響力を持っていたため、シリアは対ヒズブッラー政策においてイランとの折衝が不可欠であった。つまり、ヒズブッラーが政党化した「外的要因」は、シリアによるレバノン実効支配だけではなく、

したがって、本稿では、ポスト内戦期におけるヒズブッラーの政党化について、次の二つの視角から論じていく。第一に、シリアによるレバノン実効支配という「外的条件」だけではなく、組織としての主体的な営みである「内的条件」との相互作用に着目すること、第二に、ヒズブッラーが元来トランスナショナルな性格を有する組織であることから (末近 [2009])、「外的条件」を国内だけではなく、地域および国際のレベルにまで拡大し、分析することである。

## 1. 内戦はいかにして終わったのか——第二共和制の成立

レバノン内戦は、1989年10月の「国民和解憲章」(“Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī” [1989])<sup>2)</sup>によって終結へと導かれ、1991年末にはイスラエル国防軍 (Israel Defense Forces, 以下 IDF) 占領下の南部地域を除いて民兵組織間の戦闘は完全に停止した。国民和解憲章は、内戦前の1972年選挙で選出された議員たちの「生き残り」がサウジアラビアの保養地ターイフに集められ合意したものであることから、一般に「ターイフ合意 (Ittifaq al-Ta'if)」と呼ばれる (Hanf [1993: 567-606])。レバノンでは、独立から内戦が勃発した1975年までを「第一共和制」とし、内戦終結後の1990年以降を「第二共和制」(または「ターイフ体制」とされる。本節では、内戦がいかにして終わったのか、そして、第二共和制がいかにして成立したのか概観する。

### (1) 民兵組織の武装解除と政党化

ターイフ合意は、国内の政治勢力による戦闘再発を防止するために、「[[ターイフ合意発効後] 6ヶ月以内に、すべてのレバノン系および非レバノン系民兵は解体を宣言し、その武器をレバノン国家に引き渡す」(II-1)と規定し、民兵組織の無条件かつ即時の武装解除を定めた。1990年12月24日に発足したウマル・カラーミー (Umar al-Karāmi) 国民和解政府は、1991年3月28日、すべての民兵組織に対して武装解除を要請した。これと同時に、内戦中の政治的暴力・犯罪にかんする恩赦法が国民議会で可決された。

政府は、この時点で約36,000人に上ると見られていた民兵のうち20,000人程度をレバノン国軍にリクルートする案を打ち出した。だが、軍組織内部での民兵の影響増大を懸念した国軍がこれに反発し、受け入れの上限数は総兵力40,000人の10パーセントであるわずか4,000人に設定されることになった。結果的に、国軍への民兵のリクルートは2,981人に留まり、その一方で3,664人の新兵を入隊させることで元民兵の影響力を相殺した (Barak [2009: 173-174])。1992年5月5日には、政府は、民兵に対して国軍だけではなく行政機関へのリクルートを呼びかけ、それぞれ4,000名と2,000名を受け入れた (Gaub [2007: 10])。こうして、段階的にはあるが民兵の社会復帰が促進され、また、彼らに対するカウンターバランスとしての国軍の増強も着々と進んでいった<sup>3)</sup>。

民兵組織が次々に武装解除に応じ政党へと「転向」していくなか、ヒズブッラーは合法政党への道を選びつつも、武装解除にかんしては拒否の姿勢を示した。イスラエルに対するレジスタンスとして誕生した彼らにとって、武装解除は自らのレゾナントルを否定することになるからであった。実際、レバノン南部地域一帯はIDFによる占領が継続していた。

結果的に、ヒズブッラーの武装解除は免除されることになった。これを正当化したのが、他

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (末近) ならぬターイフ合意であった。イスラエルがレバノン南部一帯 (いわゆる「レバノン南部」) を占領し続けるなか、その解放を目的とした武装闘争は、「イスラエルの占領からレバノン全土を解放するため…必要なあらゆる措置を講じることが…主権を回復するうえで求められる」(III) という文言によって正当化された。ヒズブッラーの軍事部門イスラーム抵抗やパレスチナ人組織<sup>4)</sup> は民兵組織と区別され、イスラエルに対する「レジスタンス (muqāwama, resistance)」組織として武器の保有を認められた。こうして、ヒズブッラーは、軍部部門を有する「武装政党」へと変わったのである。

ウェインバーグらによれば、「テロ組織」が「政党」へと変容を遂げる場合、暴力を完全に放棄し、選挙戦を勝ち抜くことに専念するパターンと、「政治部門 (political wing)」を創設し、武器を保持しながら、議会政治の手続きを通して自らの暴力行使の合法化を試みるパターンがあるという (Weinberg, Pedahzur, and Perliger [2009: 75])。この議論に従えば、内戦後のヒズブッラーは後者のパターンに分類される。だが、彼らが保持し続ける武器の矛先は、レバノン国内の政治勢力や政党に向けられるものではなく、あくまでもレバノン南部を占領し続けるイスラエルに向けられたものとして合理化された。

## (2) 宗派制度の修正による新たな権力分有

ターイフ合意は、レバノンの宗派主義を内戦の主因と見なし、「政治的宗派主義の廃止は国民的・基本的目標である」(I-2-Z) と明示することで、世俗的で民主的なレバノンを築くことを謳っている。レバノンの宗派主義は「制度化 (institutionalized)」されているため、その廃止のためには制度改革が不可欠である。だが、宗派主義は政治的現象であると同時に社会の諸制度をも反映した根の深いものであるため、制度の廃止も段階的なものとなるとされ、しばらくは廃止に向けての様々な修正を繰り返し行う「移行期」とされた。

例えば、第一共和政における宗派制度は、国民議会におけるキリスト教徒の政治的優位と大統領 (マロン派) への権力集中を特徴としていた。国民議会の議席はキリスト教徒6に対してイスラーム教徒5の割合で配分されていたが、ターイフ合意はこれを5対5の等比に修正した (I-2-A5, Z-A)<sup>5)</sup>。また、それまで強力であった大統領の権限を縮小し<sup>6)</sup>、首相、国会議長、内閣の権限を拡大させることによって、諸宗派のあいだの政治的役割の見直しが行われた (I-2-A, B, C, D)。これらの規定は1990年9月21日の憲法改正で修正条項 (憲法第17, 18, 24, 33, 44, 52, 53, 57, 95条) として明文化された。その結果、キリスト教徒とイスラーム教徒の勢力均衡と<sup>7)</sup>、大統領、首相、国民議会議長が権力行使を相互承認・監視し合う「トロイカ」(三頭政治) を二つの柱とする新体制が確立した (青山・末近 [2009: 19-20])。

このようなターイフ合意にもとづく脱宗派主義への動きは、少なくとも原則レベルで見れば、これまで政治や社会の問題が宗派間の問題として現れてきたような構造を見直すべく、公的領

域から宗教を排除し、個人の内面に収めようとする世俗化の方向性を持つものといえよう。しかし、第二共和制の確立も「体制自体の変化でなく、体制内の変化」(el-Husseini [2004: 241])と評されるように、宗派制度に起因する構造的問題を未解決のまま放置した。第二共和制は宗派間の権力均衡を目指したに過ぎなかった(末近 [2006: 58])<sup>8)</sup>。

### (3) パクス・シリアーナの現出

以上論じてきたように、1990年の内戦終結後も民兵組織のDDRは限定的なものに留まり、ヒズブッラーやパレスチナ人の武装組織については武器の保有が法的に認められることになった。また、内戦の原因となった宗派制度にかんしても将来の廃絶が合意されながらも、修正が加えられるかたちで再生することになった(Ofeish [1999: 97-116])。にもかかわらず、1990年代以降のレバノンがまがりなりにも平和を維持できたのは、民兵組織の武装解除が完了したからではなく、ましてや修正された宗派制度が「公正」なかたちで機能したためでもなく、シリア軍の大規模展開による「パクス・シリアーナ (pax-syriana, シリアの支配下での平和)」と呼ばれる状況が生まれたためであった。

レバノンにおけるシリアの軍事的なプレゼンスは、ターイフ合意によって法的に正当化された。シリアは1976年5月末以来、内戦の沈静化を名目にレバノンに軍を進駐させてきたが、ターイフ合意にはシリアのこうした「努力」と「貢献」に配慮するかたちで次のような文言が盛り込まれた。

「レバノンの主権を拡大するため、シリア軍は…レバノン軍を支援する。その期間は…[ターイフ合意発効後]2年以内とする。同期間終了時、両国政府…は、ベカーア高原、そしてダフル・バイダル、ハンマーナー、ムダイリジュ、アイン・ダーラ [以西] のベカーア西部におけるシリア軍の再展開に関して決定を下す。さらに必要に応じて…他の地区での再展開を決定する…。レバノンとシリアの間には、血縁、歴史、そして同胞としての共通の利害によって力を与えられている特別な関係が存在する…。」(II-4, IV)

むろん、こうした文言に反発する勢力も存在した。特にミシェル・アウン (Mīshāl 'Awn) 国軍司令官は、シリアによるレバノン支配の動きに反発し、「解放戦争」(1989年3月14日～1990年10月13日)を掲げ、シリア軍と激しい戦闘を繰り返した。シリアは、1990年10月にこれを敗退させると、直ちにレバノン・シリア同胞協力協調条約(1991年5月22日締結)をはじめとする一連の条約・合意を通してターイフ合意の文言を二国間の合意として整備していった。シリアにとってレバノンとの「特別な関係」は、実効支配を事実上承認する「特権的な関係 (privileged relations)」(Harris [1997: 280])へと変わった。

シリアはレバノン・シリア同胞協力協調条約において、シリア軍の撤退期限を「2年以内」としたターイフ合意の規定を反故にし、兵士約4万人とムハーバラート (Rabil [2001: 30] [2003:

「テロ組織」が政党になるとき—第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」—（末近 130-131）の駐留を既成事実化した。そのうえで、防衛安全保障合意（1991年9月1日締結）に依拠してレバノンの政治・社会生活を監視・統括し、実効支配に対する不満を抑えていった。この「治安維持活動」には、シリア軍・ムハーバラートだけでなく、指揮下にあったレバノンの各治安組織<sup>9)</sup>もあつた（青山・末近 [2009: 20-22]）。

こうした軍事的プレゼンスだけではなく、撤退後の実効支配の継続を見越すかたちで、1993年から1994年にかけて、シリアはレバノンとの経済関係の緊密化を図るべく、経済、農業、物流、労働、観光などの様々な分野における協力の合意を取り付けていった<sup>10)</sup>。このうち労働合意は、復興事業で安価な労働力を必要としていたレバノンの労働市場へのシリア人労働者（および不法就労者）の流入を促し、その数は1990年代半ばには100万人を超えた（*al-Nahār*, July 24, 1995）<sup>11)</sup>。さらにこの動きと並行して、1994年にレバノンで帰化条例が発せられると、約30万人に及ぶシリア人がレバノン国籍を取得した（Gambill and Abou Aoun [2000]）。こうしてレバノンはシリアの「準植民地（quasi-colony）」（Rabil [2001: 23]）と化したのである。

## 2. 逆風に立たされる抵抗と革命——転換点としての1991年

レバノン国内におけるすべての戦闘が終結した1991年は、中東政治、そして国際政治においても重大な転換点となった年であった。トランスナショナルなネットワークを背景に結成・拡大してきたヒズブッラーは、レバノン国内だけではなく、地域および国際レベルの政治環境の変化の風に直接的にさらされることになった。そして、その変化の風は、順風ではなく、組織のレゾンデートルすら脅かす逆風として訪れた。

本節では、1990年代初頭のヒズブッラーを取り巻く政治環境の変化を、国内、地域、国際政治のそれぞれのレベル——そしてその相互関係——における構造変容から分析する。

### (1) 内戦の終結と第二共和制の成立——国内レベル

レバノンの国内政治において、ヒズブッラーは主に三つの問題に直面した。第一に、レバノン内戦の終結である。ヒズブッラーは、内戦下の1980年代、イデオロギーにもとづく草の根の動員、イランやシリアとのトランスナショナルなネットワーク、そしてそれらに支えられた武力によって影響力を拡大するなど、「民兵の型に完全に適合」していた（Chartouni-Dubbary [1996: 59]）。だが、それゆえに、1991年までの戦闘の完全停止とそれにとまなう国家主権と政府機能の回復は、彼らがそれまでのような利益をもはや享受できなくなったことを意味した。

第二に、第二共和制が、実際にはヒズブッラーだけではなく、その主たる支持基盤であるシーア派住民にとっても相対的に不利な構造を有していたことである。修正された宗派制度においては、シーア派が最大の敗者であった。すなわち、マロン派はレバノン国家の独立以来の

特権について譲歩するかたち——例えば、国会議席数配分の低下や大統領権限の縮小——となったものの、最高権力者である大統領のポストは引き続き確保した。スンナ派が有する首相ポストは、マロン派の大統領権限の縮小にともない、発言力を相対的に高めることとなった。しかし、シーア派は国民議会議長といういわば名誉職を確保するに留まり、レバノンで最大規模の宗派人口を構成すると見られたにもかかわらず、国民議会ではスンナ派と同じ27議席しか配分されなかった。

第三に、内戦末期におけるシーア派コミュニティの分裂とそれともなう他宗派に対する相対的な勢力低下である。1988年から1989年にかけてヒズブッラーとアマル運動 (Haraka Amal) が激しい武力衝突を繰り返したが、それはイデオロギーの対立というよりもむしろ民兵同士の縄張り争いの色が強いものであった。(Hanf [1993: 315-318], Picard [1993: 34-37])。さらに、ターフ合意は、それまでのレバノンにおける権力分有に関わる様々な試みと同様に、軍事と政治の両面においてシーア派の牽制を目的とした、マロン派とスンナ派の協調の産物であったとの見方もなされた。その背景には、内戦の末期において、シーア派のアマル運動やヒズブッラーがシリアやイランなど外国からの支援を享受していたのに対して、スンナ派とマロン派は孤立無援で劣勢に立たされつつあったことが指摘できる (Harris [1997: 261-264], Zisser [1997: 100-101])。いずれにしても、第二共和制における新たな権力分有において、シーア派は人口比に対して不相応な地位に甘んじ、マロン派やスンナ派の後塵を拝することになった。

これらの問題に直面したヒズブッラーは、レバノン政治に新時代をもたらそうとするターフ合意に対して激しく反発した。ヒズブッラー指導部は、「人民は、サウジの豪華な餌で胃袋を満たすような連中など取り合わないだろう・・・遅かれ早かれ、その議員たちは自らの背信のつけを払うことになるだろう」と述べ、ターフ合意に調印した1972年選出の第13期国民議会議員 (の「生き残り」たち) と仲介役のサウジアラビアを非難した (ただし、同じく仲介役を務めたシリアには言及しなかった) (Sawt al-Mustad'afin, October 24, 1989 [FBIS, October 26, 1989])。

## (2) 中東和平プロセスの進展——地域レベル

シリア軍による南部地域を除くレバノン全土の掌握によって、1990年末までに国内の戦闘は完全に停止し、名実ともにレバノン内戦は終結した。それから時を経ずして、ヒズブッラーの革命的汎イスラーム主義と対イスラエル強硬姿勢までもが危機に晒されることになった。1991年10月30日にマドリードで始まった中東和平国際会議 (以下、マドリード会議) にともない、地域的な和平への機運が高まったためである。レバノンの新政府は同会議への参加を表明した<sup>12)</sup>。

ヒズブッラー指導部は、マドリード会議の開催直前に、イスラエルとの和平につながるあら

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近) ゆる交渉に対する反対を表明した。アッバース・ムーサウィー (‘Abbās al-Mūsawī) 書記長は、「我々が切望する和平とは、イスラエルの消滅、パレスチナの解放、そして、すべてのユダヤ人の退去から生まれるものである」とし、和平会議を阻止するために「軍事的、政治的、そして人民による行動を拡大する」と述べた (*Middle East International*, November 8, 1991)。そして、バイルートではヒズブッラー支持者を中心とした抗議デモが行われ、一方、レバノン南部地域ではイスラーム抵抗が IDF に対する攻撃を敢行した。

だが、和平への機運は陰りを見せることはなかった。マドリード会議の閉会後も和平交渉は二国間交渉のかたちで継続され、1993年9月には、イスラエルと (Munazzama al-Tahrīr al-Filasīniya, Palestine Liberation Organization, 以下 PLO) とのあいだで「暫定自治に関する原則宣言」、いわゆるオスロ合意が、続いて1994年10月にはイスラエルとヨルダンとのあいだで和平条約が調印された。こうした動きに対して、ヒズブッラーは、オスロ合意の調印後ただちにバイルート南部郊外で抗議デモを行い、イスラエルとの和平に反対すると同時にイスラエルと戦い続ける自らの正当化を試みたが、デモの鎮圧にあたったレバノン国軍と銃撃戦となり、9名の死者と30名以上の負傷者を出した (*Middle East International*, September 24, 1993)。ヒズブッラー指導部はこの事件を「虐殺」としてレバノン政府を激しく非難したが、以後、ヒズブッラーはレバノン国軍との衝突を回避するようになり、「ターイフ合意以降の新しいレバノンの現実」を受け入れる姿勢に転じた (Zisser [1997: 101])。

### (3) 東西冷戦の終結——国際レベル

1991年は、冷戦の終結とソビエト連邦の崩壊によって国際政治の勢力図が大きく書き換えられた年であった。ヒズブッラーを取り巻く政治環境も決して無縁ではなく、とりわけシリアとイランの両支援国による外交政策の見直し、ヒズブッラーの組織としてのあり方に重大な影響を及ぼすこととなった。

#### ①シリア外交の「ルックウェスト転回」

冷戦中、シリアの最大の軍事援助国はソ連であった。ソ連は、中東における米国の橋頭堡であるイスラエルを牽制するために長年にわたって周辺のアラブ諸国を支援してきた。だが、1980年代後半のペレストロイカを契機に対米外交を軟化させ始めると、戦略的価値を失ったシリアへの軍事援助を徐々に削減していった<sup>13)</sup>。実際、1987年4月の段階でソ連書記長 M・ゴルバチョフ (Mikhail S. Gorbachev) は、アラブ・イスラエル紛争の軍事的解決の放棄を打ち出していた (*Middle East International*, May 15, 1987, Goodman and Ekedahl [1988: 575-576])。

こうした東側陣営の動揺を受けて、シリアのハーフイズ・アサド (Hāfīz al-Asad) 大統領は、

ソ連からの軍事援助の削減が国内の反体制派とレバノンにおける反シリア勢力を刺激することを懸念し、いち早く西側諸国に接近していった。立ち現れつつあった米国を中心とした新たな国際秩序のなかで、政権の潜在的脅威を払拭するための新たな政策を打ち出すことへの承認と支持をとりつけたのである。

サッダーム・フサイン (Saddām Ḥusayn) 大統領のイラクによるクウェート侵攻・併合宣言、いわゆる湾岸危機の最中の1990年9月、アサド大統領は米国のJ・ベイカー (James Baker) 国務長官に対して、米国がイラク攻撃に踏み切る場合に軍事的な支援を行うことを約束した。そのいわば「見返り」として、シリアは「平和維持」の名目で、内戦で混乱を極めていたレバノンへの大規模軍事展開を是認されることになった。同年10月13日、シリア軍はレバノンへの侵攻を開始し、まもなく南部地域をのぞく国土のほとんどを制圧した。

このようなシリア外交の「ルックウェスト転回」——西側諸国との関係改善——は、同国にレバノンの実効支配だけではなく、「国際秩序への復帰」、とりわけ米国とサウジアラビアとの関係改善を可能にした (Picard [1993: 38])。マドリード会議にシリアが参加を決断した背景にも、こうした外交面での転回があったといえよう (Rabinovich [1998: 36-43])。

シリア外交の「ルックウェスト転回」にとって、反米・反イスラエルを掲げる革命組織であるヒズブッラーは矛盾を抱えた存在となった。レバノンを実効支配するということは、世界を震撼させた「国際テロ組織」であるヒズブッラーへの対処も含まれることになる。また、シリアにとってレバノンの民兵組織のなかでも最大級の勢力を誇っていたヒズブッラーは軍事的な脅威になり得るものであっただけでなく、その革命的汎イスラーム主義を掲げていたゆえにイデオロギー的な脅威でもあった<sup>14)</sup>。

しかし、シリアにとって、ヒズブッラーの壊滅はいくつかの理由から現実的な選択ではなかった。第一に、ヒズブッラーの強大な軍事力と広い支持基盤を考慮すれば、物理的な暴力による対峙はシリア軍に多大なコストを強いると同時に、レバノンのシーア派のあいだに無用の反シリア感情を抱かせる危険性があった。第二に、ヒズブッラー最大の支援国であるイランとの外交関係を悪化させることが懸念された。第三に、シリアと戦争状態にあるイスラエルに軍事のおよび政治的 (和平交渉上の) アドバンテージを与える危険性があった。

とりわけ、第三のイスラエルとの関係にかんして、マドリード会議を契機に和平への機運が高まっていったものの、イスラエル・レバノン、イスラエル・シリアの二国間交渉についてはいづれも進展を見せなかった (Rabinovich [1998: 43-53])<sup>15)</sup>。こうしたなか、シリアにとってヒズブッラーは現状打開のための「交渉カード」 (Picard [1993: 85]) になり得るものであった。つまり、シリアは、ヒズブッラーに対する牽制と支援という「アメとムチ」を交互に使い分けることで、イスラエルと米国から譲歩を引き出すことを目指したのである (Harris [1997:313])<sup>16)</sup>。

したがって、ヒズブッラーとの関係においてシリアの最大の関心は、組織の壊滅ではなく、

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近)

その活動とイデオロギーの管理・制御であった。具体的には、次の三つの政策が実行された。第一に、ヒズブッラーの「部分的」な武装解除である。前節で述べたように、ヒズブッラーの軍事部門は武装解除を免除されたが、実際に免除されたのはイスラエルと直接対峙するレバノン南部地域の部隊のみであり、ベカーア高原など他の地域では武装解除が敢行された (Sawt Lubnān, July 29, 1992 [FBIS, July 30, 1992])。第二に、レバノンの国内政治勢力への支援を通じたヒズブッラーの影響力の牽制である。シリアは、ヒズブッラーのカウンターバランスとして、シリア民族社会党 (al-Ḥizb al-Sūrī al-Ijtīmā'i) やアラブ社会主義バース党 (Ḥizb al-Ba'ṭh al-'Arabī al-Ishtirākī), そしてシーア派コミュニティにおける覇権争いをしてきたアマル運動を軍事的に支援した (Ehteshami and Hinnebusch [1997: 135-137])。第三に、ヒズブッラーに対して西洋人に対する「誘拐戦術」を放棄するように要求することである。1980年代に繰り返し実行された同戦術は、シリアの働きかけによって、1991年12月に最後の人質テリー・アンダーソン (Terry Anderson) (AP通信記者, 1985年3月誘拐) の解放をもって放棄された (Ranstorpe [1997: 103-108])。

こうして、ヒズブッラーを制御・管理することで、シリアは「国際秩序への復帰」を達成すると同時に、イスラエルとの和平交渉における有力なカードを手元に置くことに成功したといえる。反対にヒズブッラーは、革命組織としての「自律的な性格と民衆の支持の幾ばくかを失うことになった」 (Picard [1993: 85])。

## ②イランの「穏健化」

1979年の革命によってイスラーム共和制を樹立したイランは、米ソ両国を「悪魔」と非難し、「西でも東でもない」独自の急進的な外交路線を採用した。そして、ルーホッラー・ムサヴィー・ホメイニー (Rūḥ Allāh Mūsavī Khomeynī) の指導の下で「革命の輸出」を進めてきた。だが、イランも、シリアと同様に、1980年代末に外交政策を大きく転回させ、従来の革命路線を「穏健化 (moderation)」させる姿勢を見せた。

イラン外交の穏健化は、主に次の三つの出来事によって後押しされた。第一に、1988年8月のイラン・イラク戦争の停戦である。イラン政府による国連安保理決議第598号 (S/RES/598 [1988], 1988年7月20日採択) ——無条件停戦決議案——の受け入れは、「軍事的能力の低下、士気の喪失、そして革命の熱狂の著しい衰退の複合」を国内外に示すことになった (Ehteshami [1995: 145])。第二に、1989年6月のホメイニーの死去である。その後継者争いに勝利したのは、それまでの「革命の輸出」の路線から距離を置いた「現実主義者」のグループであった (Ehteshami [1995: Ch1,2])。第三に、冷戦の終結である。米国を唯一の超大国とする「新世界秩序」において、イラン外交の関心はアラブ・イスラエル紛争からアラビア半島と中央アジアの情勢へと移りつつあり、これにともないそれまで対イスラエル闘争の最前線と

位置づけられてきたレバノンは存在感を失っていった (Ehteshami [1995:152-159])。穏健化したイラン外交の担い手は、1989年7月に大統領(第四代)に就任したアリー・アクバル・ハーシェミー・ラフサンジャーニー (‘Ali Akbar Hāshemī Rafsanjānī) であった。

ヒズブッラーにとってイランの穏健化は最大の支援国としての直接的な影響だけではなく、シリアによる制御・管理の強化という間接的な影響を与えるものであった。まず、直接的な影響としては、次の三つが挙げられる。第一に、資金援助が大幅に削減されたと伝えられた (*Ha'aretz*, April 27, 1994, Hamzeh [1993: 328])。第二に、イランの「革命防衛隊 (Sepāh-e Pasdārān-e Enqelāb-e Eslāmī, 通称パースタラーン)」のほぼ全隊約2,000人が、ベカーア高原から撤収した (*Middle East International*, October 25, 1991)。第三に、ラフサンジャーニー大統領がヒズブッラーをあくまでもレバノンにおける自律的な組織と見なすと繰り返し強調することで (Kfoury [1997: 136])、イランの市民レベルにおいてもヒズブッラーとレバノン情勢への関心の低下が顕著となったと伝えられた (Hooglund [1995: 91-93])。総じて見れば、ラフサンジャーニー大統領による新外交は、「[革命の輸出に奔走した] 以前よりも国家らしい作法」 (*Middle East International*, June 12, 1992) と評され、1992年のレバノンの第14期国民議会選挙の直前には、第二共和制のレバノン国家の正統性を正式に承認した。これは、宗派制度によるレバノンの政治体制の打倒を目指してきたヒズブッラーの革命理念を事実上否定するものであった (*The Lebanon Report*, July 1992)。

一方、間接的な影響については、イランがシリアによるヒズブッラーの管理・制御を是認したことが大きい。その背景には、レバノン情勢に堪えて冷えていた両国の関係が、ラフサンジャーニー大統領による外交の穏健化によって幾分改善されたことがあった。結果としてイランはシリアの穏健化に歩調を合わせるかたちとなったのである<sup>17)</sup>。具体的には、第一に、1990年10月にイランはシリアに対して一時は武力衝突にまで発展したヒズブッラーとアマル運動の友好関係の再確認をし、翌年4月のダマスカスでの首脳会談ではヒズブッラーの部分的武装解除に合意した (*Šawt al-Mustaḍ'afin*, October 1, 1990, April 27, 1991 [SWB, October 3, 1990, April 29, 1991])。第二に、シリアと歩調を合わせるかたちでヒズブッラーに対して人質の解放と「誘拐戦術」の停止を促し、西側諸国との関係改善のための交渉材料とした (Ehteshami and Hinnebusch [1997: 136])<sup>18)</sup>。

以上見てきたように、1980年代末から1990年代初頭の政治環境の激変、すなわち、国内レベルでは内戦の終結、地域レベルではアラブ・イスラエル紛争における和平への気運の高まり、国際レベルでは冷戦の終焉とシリアとイランの外交の「穏健化」によって、ヒズブッラーは革命イデオロギーと武力(や「誘拐戦術」に代表される政治的暴力)を用いた行動を制限されることとなった。

### 3. ヒズブッラーのレバノン化——制度化とローカル化

1980年代末から1990年代初頭にかけての国内・地域・国際のそれぞれのレベルにおける政治環境の激変と、それにともない吹き付ける政治的な逆風のなか、ヒズブッラー指導部が組織の生き残りを賭けて打ち出したのが、「レバノン化 (lebanonization)」と呼ぶべき新戦略であった。この「レバノン化」には、レバノンの現体制の存在を承認し、その政治制度にコミットするという「制度化」と、かつてのようなトランスナショナルな活動を自制し、国内での活動に特化するという「ローカル化」の二つの意味がある。本節では、このヒズブッラーの「レバノン化」の戦略が、いかにして決定され、実現されたのかを検討する。

#### (1) 政党内競合

組織の生き残りを賭けた新たな政策が打ち出されるまでに、指導部内では激しい議論が交わされた。ヒズブッラーのワリー・ファキーフ (al-walī al-faqīh) であったホメイニーの死去を受け、1989年10月に指導部はただちにテヘランで第一回の党大会を開催した<sup>19)</sup>。その際、ヒズブッラーの幹部たちは今後の方針をめぐる「改革派」と「保守派」に二分した。改革派は、西側諸国との一定程度の和解を模索し、他の民兵組織同様に政党としてレバノンの議会政治に参入することを是とする立場であった。一方、保守派は、従来通り反イスラエル、反西洋のイデオロギーを前面に押し出し、レバノンにおけるイスラーム革命を目指す立場であった (Hamzeh [1993: 323-324])<sup>20)</sup>。

政治的な逆風のなかで繰り上げられた両者の競合は、結果として改革派の勝利で終わった。そして、最高指導者である書記長 (al-amīn al-āmm) (および、副書記長 [na'ib al-amīn al-āmm]) のポストが新設され、革新派の首魁であるサブヒー・トゥファイリー (Ṣubḥī al-Ṭufaylī) が初代書記長に選出された。翌年1991年5月に開催された第二回党大会でも、同じく革新派に属していたアッバース・ムーサウィーが書記長に選出された。両者とも、穏健な現実主義路線を掲げており、政党化や「誘拐戦術」の放棄の必要性を説いていたとされる (Hamzeh [1993: 324], Ranstorp [1997: 74])。

なぜ改革派が保守派に勝利したのだろうか。その背景には、1980年代末から90年代初頭にかけてのイラン政府指導部内の権力争いがあった。すなわち、イラン外交の穏健化を牽引したラフサンジャーニーによる権力掌握であり、それにともないヒズブッラーも急進的な革命路線の見直しに迫られることになった。実際のところ、トゥファイリーとムーサウィーの両書記長ともにラフサンジャーニーに近い関係にあった (Hamzeh [1993: 323])。

第二代書記長ムーサウィーが1992年2月にIDFによって暗殺されたものの、この時点でヒズブッラー指導部内において現実主義は既定路線となっており、覆ることはなかった。後継に

指名されたハサン・ナスルッラー (Ḥasan Naṣr Allāh) 新 (第三代) 書記長は、指導部を占めていた改革派の方針を踏襲することを表明した。そして、1992年8～9月に実施された第14期国民議会選挙にヒズブッラーが政党として出馬する方針を正式に打ち出した (Ṣawt al-Mustaḍ'afin, July 29, 1992 [SWB, July 30, 1992])<sup>21)</sup>。この際、ラフサンジャーニー大統領はレバノンの第二共和制を承認する姿勢を見せ、ナスルッラー書記長の政党化の判断を「援護射撃」している。ナスルッラー書記長の判断は、ヒズブッラーとイランの両方の指導部内のパワーバランスをめぐる計算を反映したものであった (Kfoury [1995:140])。

特筆すべきは、このようなヒズブッラーの政党化への動きが、組織の近代化と同時並行であった点である。1989年に第一回の党大会が開催されるまで、ヒズブッラーの意思決定はホメイニーを頂点とする宗教的な権威付けを柱とする「見えざる組織構造」によってなされており、広報担当者以外は政治の表舞台に現れることがほとんどなかった。しかし、党大会において、ヒズブッラーの組織体系は大きく改編されることが決定され、「諮問会議 (Majlis al-Shūrā)」を集団的な最高意思決定機関とする、ヒエラルキー型の命令体系が構築することが決定された (Hamzeh [1993: 325-328], Ranstorp [1997: 68])<sup>22)</sup>。

ヒズブッラーの政党化の文脈において、この組織改編の意義は少なくとも二つある。第一に、組織の内外に対して意思決定の過程を一定程度可視化したことであり、支持者の意見をくみ取り、民主的に政策を練り上げていく政党としての制度設計が進んだ。第二に、政治に関わる案件を扱う「政治局 (al-Majlis al-Siyāsī)」が新設され、民兵組織としての軍事活動と政党としての政治活動が制度的に区別されたことである。さらに、1995年7月の第四回党大会では、国民議会に提出する法案の作成や審議、会派の形成・運営に特化した「議会活動会議 (Majlis al-'Amal al-Niyābī)」が新設され、さらなる政党化が進んだ (*The Lebanon Report*, Fall 1995)。

## (2) 政治綱領の発表——第14期国民議会選挙 (1992年)

ある政治組織が政策上の大きな方針転換を試みる際、指導部内のさまざまな意見の調整だけではなく、(潜在的な)支持者たちを合理的な説明を通して納得させる必要がある。政党化の方針についていえば、それ自体が目的ではなく、選挙で勝利を取め、議会で一定のパフォーマンスを見せなくてはならず、また、選挙が繰り返される限りそれを持続しなくてはならない。選挙綱領は党の内外に対して十分に説得的かつ「選挙で勝てるもの」となる必要があり、したがって、その策定には多大な時間と労力を要することになる。とりわけ、イデオロギー性の強い「プログラム政党」としての性格を持つ場合は、選挙綱領の決定過程での「政党内競合」が熾烈となる傾向が強い (岡沢 [1988: 41-42, 113-114])。

革命的汎イスラーム主義を掲げていたヒズブッラーにとって、政党化にともなう選挙綱領の

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近) 作成は困難を極めた。いうまでもなく、現行の体制下での議会政治への参加は、体制そのものの打倒を目指す革命イデオロギーと矛盾したからである。政党化をめぐる組織内の意見をまとめ上げ、実際に綱領を発表するまで、幹部のあいだで激しい議論が交わされた (Qāsim [2010: 337-343], Alagha [2006: 151-155])<sup>23)</sup>。ヒズブッラーは、政党化という大きな方針転換を、どのように正当化・合理化したのであろうか。

ナスルッラー書記長は、1992年6月末、1ヶ月後に迫った第14期国民議会選挙にヒズブッラーが政党として候補者を出馬させることを発表した。その要点は、①レジスタンスの強化のための新たな政治領域の開拓、②被抑圧者の保護、③政治的宗派主義の廃絶、④これらを実現するための議席確保であった (Şawt Lubnān, June 30, 1992 [SWB July 2, 1992])。これらを踏まえ、ヒズブッラー指導部は「ヒズブッラー選挙綱領 (al-Barnāmaj al-Intikhābī li-Hizb Allāh)」を発表した (Faḍl Allāh [1994: 214-222], Alagha [2006: 247-253])。

ヒズブッラーは、まず、自らがイスラームの理念に忠実であり、その理念にもとづいた勧善懲悪に取り組むことを強調する。綱領の序文は、クルアーンの章句「(かれに協力する者とは) もしわれの取り計いで地上に(支配権を) 確立すると礼拝の務めを守り、定めを喜捨をなし、(人びとに) 正義を命じ、邪悪を禁ずる者である。本当に凡ての事の結末は、アッラーに属する」(巡礼章 41) から始まる (日本ムスリム協会 [1982])。その上で、「すべての抑圧されたレバノン人」に向け、「レバノンの情勢悪化、国際領域における変化とその[レバノン]国内に対する衝撃、そして、我々の人民の土地、権利、尊厳に対して企てられている陰謀に立ち向かう必要性をめぐる深い洞察」にしたがい綱領が策定されたと述べる。

綱領は、ヒズブッラーが政党化する目的を、次の二つとしている (Faḍl Allāh [1994: 236])。

- ①シオニストによる占領、および抑圧者による支配への従属からのレバノンの解放
- ②政治的宗派主義の廃絶

これらの目的は、1985年2月に発表された「公開書簡 (al-Risāla al-Maftūḥa)」の内容と相違はなく、イスラエルの破壊とレバノンにおけるイスラーム国家の樹立という汎イスラーム主義の理念に矛盾しない。綱領の序文でも、国民議会選挙への参加は、あくまでも「イスラーム的計画 (al-mashrū‘ al-Islāmī)」を完遂するためのものであることが強調されている。

綱領の内容の新規性は、むしろこれらの目的を達成するための新たな戦略・戦術が提示された点にあった。すなわち、合法政党化の二つの目的である①レバノン領土の解放闘争の重視と②第二共和制への参加は、それぞれ公開書簡に示されたイスラエルの破壊とレバノンにおけるイスラーム国家の樹立という二つの理念を段階論的に解釈したもの、言い換えれば、革命的汎イスラーム主義の理念を、さしあたりレバノンにおいて実現するための戦略として打ち出され

たものにとらえることができる。

表1に示した綱領の要点を見ると、ヒズブッラーは第二共和制の破壊よりも、現行の制度の改革を重視していたことが看取できる。そのため、ヒズブッラーのレバノン化は、第二共和制におけるレバノン政府への参画を通し、レバノンの国家と国民が一丸となって対イスラエル闘争の支援と宗派制度の廃止を実現しようとする、いわば「内破」による革命の試みであったといえよう。

このように、ヒズブッラーは政党化にあたって、革命的汎イスラーム主義の理念を保持しながら、戦略・戦術レベルの操作を試みた。そうだとすれば、指導部内で繰り広げられた政党化の是非をめぐる論点は、その戦略・戦術の妥当性へとシフトすることになる。論点は、宗派制度にもとづくレバノンの現体制を打倒し、イスラーム法による統治を確立する過程において、一時的にでも第二共和制という実定法（制定法）による統治を是認し、政党として参加することをいかに正当化するかという問題に集中した。

この問題について、指導部内での議論は、「禁止事項であっても、必要であれば許可される場合がある」というイスラーム法解釈の一原則を採用することで一応の合意に達した。状況によっては利益（*al-masālih*）や善行を追求することよりも悪徳（*al-mafāsīd*）を退けることが優先されるとする原則に基づき、イスラエルによるレバノン国土の占領と宗派制度による「不義の体制」といった悪徳を退けることが何よりも優先されるべきであり、そのための最善の方法が政党化であるとの解釈がなされたのである（Qāsim [2010: 338-340]<sup>24</sup>）。

こうした論理に基づいたヒズブッラーの政党化を、選挙綱領は「(イスラーム)法的義務 (*taklif sharī'ī*)」であると断じている。これはシーア派信徒にとっては強い説得力を持つものであるが、ヒズブッラー指導部はそれ自体がこのような判断を下すことはできない。その資格を有していたのはワリー・ファキーフだけであった。ホメイニーの後を継いだイランの最高指導者アリー・ハーメネイー（*‘Alī Hoseinī Khāmeneī*）が、ファトワー（*fatwā*, 法学裁定）を通してヒズブッラーの判断にイスラーム法的な最終承認を与えた（Qāsim [2010: 343], Alagha [2006: 155]）。また、レバノンのシーア派コミュニティに強い影響力を持つムハンマド・フサイン・ファドルッラー（*Muḥammad Ḥusayn Faḍl Allāh*）も、また、ヒズブッラーの政党化を支持した（Soueid [1995: 67], Hamzeh [1993: 324]）。

表1 「ヒズブッラー選挙綱領」(1992年7月)の7つの要点

番号	内容	概要
1	レジスタンス	国家および社会による支援, 「抵抗社会」の整備, 国軍との連携, 南部「安全保障地帯」の解放, シオニストによる和平プロセスへの反対
2	政治的宗派主義の廃絶	文化, 政治, 安全保障, 社会, 開発のあらゆる分野における宗派主義の廃絶
3	選挙法	全国区制の導入と投票権者の18歳までの引き下げ
4	政治および報道の自由	宗教における信仰と実践の自由, 政治活動の自由, 報道の自由の尊重
5	国籍	宗派主義や情実主義ではなく, 実力主義による近代的な帰化法の執行, レバノン南部地域の「七村」の住人およびワディー・ハーリドのアラブ人に対する国籍の保証
6	難民	すべての難民の帰還の保障, 「安全保障地帯」問題の解決, 難民の生活する地域の開発
7	行政・社会・教育問題	①行政レベル: 公務員人事における宗派主義の廃絶, 実力主義による公務員採用, 行政の効率化 ②開発レベル: 国内生産者の保護, 低開発地域の開発, 雇用の創出, 畜産業・手工業の振興, 農業指導・開発, 地域間開発格差の是正 ③教育・文化レベル: 公教育の強化, レバノン大学の発展, 大学での研究支援, レバノン, アラブ, イスラームのそれぞれの文化に配慮した教科書の作成, 宗教教育の強化・保護, 教員待遇の改善 ④社会レベル: 社会保障の拡大およびそのための機関の整備, 病院数の増加

(出所) Faql Allāh [1994: 214-222] をもとに筆者作成。

### (3) 選挙戦と議会政治

第14期国民議会選挙の結果, ヒズブッラーは総議席数128(うちシア派に割り当てられた27)中8議席を獲得した(表2)。これに加えて, 無所属の同盟候補が4名当選し, 合計12議席をヒズブッラー系議員が占めることとなった。ヒズブッラーは, 政党として一定のパフォーマンスを示すことに成功した。

この成功の背景には, 巧みな選挙戦略があった。第一に, 指導部主導で組織的に選挙戦に対処したことである。ヒズブッラーの組織内に約600名のメンバーによる専門部署を設立し, 山間部を中心とした地方の選挙区において投票所までの無料送迎や食事, 宿泊所を提供した。また, イスラーム抵抗の戦闘員たちによる投票所の「警備」や, 各投票所の状況をリアルタイムで統括する情報ネットワークの構築が行われた(Hamzeh [1993: 332-333], Kfoury [1995: 140])。第二に, 「象徴操作」の戦略である。例えば, 一部の候補者は, 肩書きを宗教的な「シャイフ」からより世俗的な「ドクター」などに改めることで, 他宗派の有権者の支持を集めるようにつとめた。また, 女性メンバーたちが集団でヴェールを着用することで, 投票所を訪れた篤信的な有権者に対してヒズブッラー候補者への投票誘導を促したと伝えられた(Norton and

表2 第14期国民議会議員選挙におけるヒズブツラー候補者・当選者

氏名	生年	出身	選挙区	経歴	党内役職	備考
イブラーヒーム・アミン・アッサイイド	1953年	ナビー・イーラー (ザハレ近郊)	ベカーア県バアルベック＝ヘルメル郡	初等教育をバアブター、中等教育をザハレで修める。その後、ナジャフ (イラク、バーク・サドルに師事)、コム (イラン) に留学し、1974年にイスラーム法学者免許を取得。教員を務めた後、1978年にはアマル運動の設立にたずさわり、テヘラン代表としてイランに駐在する。1980年当初頭にヒズブツラーに合流、設立メンバーの1人となる。	1985年の「公開書簡」を起草・発表する。1989年初代副書記長に選出。1995年および1998年議会活動会議議長に選出。2001年、2004年、2009年には政治会議議長に選出。	1996年再選。 2000年、2005年、2009年再選。
アリー・ファドル・アンマール	1956年	ブルジュ・バラージナ (ベイルート南部郊外)	レバノン山地第4区バアブター郡	初等教育をベイルート南部郊外 (スール学院)、中等教育をブルジュ・バラージナ (ベイルート南部郊外、フサイン・アリー・ナスイル中学) で修める。その後は宗教教育の道に進み、マフディー・シヤムスッディーン、ムーサー・サドル、ムハンマド・フサイン・ファトルッラーに師事する。1975年「奪われた者たちの運動」に参加、1978年のムーサー・サドルの失脚後はアマル運動の指導部メンバーとなる。1982年頃にヒズブツラーに合流する。		1996年、2000年、2005年、2009年再選。
アリー・ハサン・ターハー	1949年	ヘルメル	ベカーア県バアルベック＝ヘルメル郡	初等教育をブルジュ・バラージナ (ベイルート南部郊外)、中等教育をヘルメルとザハレで修める。レバノン大学文学部で学ぶかわら、ハウザでシリア派宗教教育を受ける。その後は教員として普通教育および宗教教育に従事する。		1996年、2000年、2005年再選。
イブラーヒーム・スライマーン・バヤーン	1948年	バアルベック	ベカーア県バアルベック＝ヘルメル郡	初等および中等教育をバアルベックで修める。ザハレの専門学校を経て (1967年)、1975年レバノン大学でフランス語の学位を取得する。1975年にレバノン大学でフランス語の学位取得、1980年パリ第4大学 (ソルボンヌ) でフランス語の修士号取得。1978年フランス語の教師となり、1983～2003年レバノン大学教員 (フランス語)。		1996年、2000年、2005年再選。
ムハンマド・アブドゥルムトリブ・フナيش	1953年	マアルーブ (スール郊外)	南部県・ナバテイヤ県スール郡	初等教育をシヤーハ (レバノン南部地域)、中等教育をブルジュ・バラージナ (ベイルート南部郊外) で修める。レバノン大学で政治学の学位を取得。	1991年政治局局長に選出。	1996年、2000年、2005年、2009年再選。電力水資源大臣 (2005年7月～2008年8月)、労働大臣 (2008年8月～2009年12月)、行政改革担当国家大臣 (2009年12月～)。

「テロ組織」が政党になるときー第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」ー（末近）

氏名	生年	出身	選挙区	経歴	党内役職	備考
ムハンマド・ブル ジャウイー	1959年	バイルート	バイルート県	幼少からバイルートで宗教語学を学ぶ。1970年代後半には廃品回収業を営む。1983年「イスラーム抵抗」に参加、翌年「イスラーム抵抗支援委員会」の設立メンバーの1人になる。イランに留学し、1991年にテヘランの「イムダード・カレッジ」で人材育成に関する資格を取得する。イスラーム福祉支援協会（イムダード協会）、マナール・テレビ、ホムイニー文化協会などの設立にたずさわる。		1996年落選、2000年、2005年再選。
ムハンマド・ラアド	1955年	バイルート	南部県・ナバ テイヤヤ県ナ バテイヤヤ郡	初等・中等教育をバイルートで修める。1974年教職の専門学校を卒業した後、1980年レバノン大学で哲学の学位取得。普通学校の教員となる。「ムスリム学生のためのレバノン連合」およびヒズブッラーの結成にたずさわる。	機関誌「アハド」編集長を務めた後、1993年に諮問会議メンバーに選出。1995年および1998年に政治会議議長に選出。2009年には議会活動会議議長に選出。「抵抗への忠誠ブロック」会長(1992年～)。	1996年、2000年、2005年、2009年再選。
ムハンマド・ハサン・ ヤーギー	1958年	バアルベック	ベカーア県バ アルベック＝ ヘルメル郡	初等・中等教育をバアルベックで修める。レバノン大学法政学部を卒業後は、ベカーア高原地域で教員を務める。1973年「ベカーア・イスラーム福祉協会」に従事し、1975年ムサー・サドルの「奪われた者たちの運動」に加わる。アマル運動の設立にたずさわり、ヒズブッラーに合流する。諮問会議のメンバー。	1989年および1991年執行議会議長に選出。中央委員会メンバー。	1996年、2000年、2005年再選。

(出所) Markaz al-'Arabi li-l-Ma'lumāt - al-Safir [2006: vol 3], Dāhir and Ghannim [2007] をもとに筆者作成。

Schwedler [1994: 55], Kfoury [1995: 140])。第三に、諮問会議は、ヒズブッラー候補者への投票を「(イスラーム) 法的義務」であるとの見解を強調した。これは、前述のように、イランの最高指導者ハーメネイーによる法学上の判断に裏付けられている (Hamzeh [1993: 333], Alagha [2006: 161-165])。第四に、どの選挙区で、どの立候補者を、何人出馬させるかといった選挙戦略において、他の政党との利害調整や談合を巧みに進めたことである。多元社会であるレバノンの選挙制度では、自宗派だけではなく多宗派からの得票なしでは議席を得ることはできない。端的に言えば、ヒズブッラーは、「勝てる選挙区」では他党に譲歩し、逆に「勝てそうもない選挙区」では他党から譲歩を引き出し、結果的に両者において一定の議席を獲得することに成功した。

以上のように、巧みな選挙戦略と当選結果を鑑みれば、ヒズブッラーのレバノン化の最初のステップは成功裏に終わったといえる。選挙後は、国民議会では15議席を超える会派——「抵抗への忠誠ブロック (Kutla al-Wafa' li-l-Muqawama)」——を形成し、最大野党としての勢力を確保した。野党としての政策方針は、選挙プログラムに示された目的に依拠した法案を次々に提出し、第二共和制を揺さぶるというものであった。具体的には、宗派制度の廃止、国民議会によるイスラーム抵抗の正式認可、内戦で壊滅的被害を受けたベイルート中心部の再開発の公平化、パレスチナ難民の保護などであった (Suechika [2000: 284-285])。こうしたヒズブッラーの政党としての言動を、A・R・ノートン (Augustus R. Norton) と J・シュウェドラー (Jillian Schwedler) は「イスラーム主義者がレバノンの復活した市民社会の重要な一部となった」と評している (Norton and Schwedler [1994: 55])。いずれの法案も可決にいたることはなかったものの、こうしてヒズブッラーは合法政党としての立場と国内外からの認知を獲得し、議会政治という新たな戦略・戦術を通して、その革命的汎イスラーム主義の理念の実現と自らのレゾンデートルの刷新に努めたのである。

#### 4. 権力の二元的構造のもとでの政党

内戦終結後初の国民議会選挙で成功を収めたヒズブッラー。その背景には、慎重な党内意見調整や巧みな選挙戦略があった。しかし、冒頭で論じたように、「テロ組織」が政党に転じようとするとき、公的な政治空間の側がそれを受け入れる姿勢や準備を欠いていれば実現しない。第二共和制は、いかにしてヒズブッラーを政党として承認し、受け入れていったのか。本節では、第二共和制における政党のあり方について、主にシリアとの関係を軸に分析してみたい。

##### (1) 政党と非政党をわけるもの

第二共和制において、政党の認可はオスマン帝国統治期の1909年8月3日に施行された法

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近)

律第 10803 号 (団体法 (Qānūn al-Jam'iyāt) に基づいて行われた。この団体法は、フランスの結社法 (1901 年 7 月 1 日制定) を元につくられたとされ、政党だけでなく社会団体や文化団体にも適用される。つまり、「レバノンでは、いかなる団体であっても政党としての公認を受けられ、また公認の有無にかかわらず政党として活動できる」のである (青山 [2009: 137])。

したがって、政党化の道を選ぶことができたのはヒズブッラーだけではなく、内戦中に勃興した民兵組織であるアマル運動、「イスラーム慈善計画協会 (Jam'iya al-Mashārī al-Khayriya al-Islāmīya, 通称アフバーシュ [al-Aḥbāsh])」, 「カタールイブ改革運動 (al-Ḥaraka al-Iṣlāḥīya al-Kata'ib)」, 「ワアド党 (Ḥizb al-Wa'd)」, 「レバノン軍団 (al-Qūwāt al-Lubnāniya)」なども同様であった (el-Khazen [2003])<sup>25)</sup>。内戦終結直後のレバノンでは、政党が乱立する一方で突出した政党もなかったことから、G・サルトーリ (Giovanni Sartori) のいうところの「最終的にはそれぞれの政党が単なる『ラベル』の意味しか持たぬ状況」であるところの「原子化多党制」の様相を呈していた (サルトーリ [2000: 219, 470])。

このように政党が「ラベル」の意味しかもたないとすれば、第二共和制において政党の活動の成否を分けるのは、あらゆる組織が受けられる政党公認ではなく、むしろ団体法による認可の取り消し (すなわち非合法化) ということになる。ヒズブッラーが軍事部門を有しながらも政党として認められた一方で、レバノン軍団のように認可が取り消され、一切の活動が禁止された政党もあった。レバノン軍団は、1976 年にマロン派主導の「レバノン戦線 (al-Jabha al-Lubnāniya)」の民兵組織として結成され、1993 年に政党公認を受けた。しかし、1994 年 2 月末に起こったジュニーヤーでの教会爆破事件 (9 名が死亡) の容疑で、団体認可を取り消され、4 月にはサミール・ジャアジャア (Samīr Ja'ja'a) 執行委員会議長 (1986 年にレバノン軍団司令官に就任) が逮捕され禁固 10 年の刑を受けた。レバノン軍団は、「民兵であること隠蔽した政党」であり「軍事兵器と爆発物を所有している」として、政府の治安維持活動の対象となったのである (Abdelnour [2004])。

レバノン軍団は事件の容疑および武器の所持を否定した。1991 年にレバノン軍団はターイフ合意が定める武装解除を一時的に拒否する姿勢を見せたものの、最終的にはそれに応じている (Hanf [1993: 615])。したがって、レバノン軍団が解党処分を受けることになったのは、実際には武器の保持 (の容疑) ではなく、レバノンを実効支配していたシリアに対する批判的な姿勢であったと見られた (el-Khazen [2003: 612]) (後に、2005 年のシリア軍のレバノン撤退直後に同党が合法化された事実は示唆的である)。レバノン軍団は、ターイフ合意によるキリスト教徒の権力縮小とシリアによるレバノン実効支配に抗議するために、他のキリスト教徒らとともに 1992 年の国民議会選挙をボイコットした。翌年には政党公認を受けたものの、街頭での抗議デモを組織するなどシリア批判の急先鋒として活動を続けた。第二共和制において、政党としての活動の可否についても、レバノンを実効支配していたシリアの意向が強く反映して

いたことを伺わせる。

## (2) 権力の二元的構造

政党の公認・非公認といったレバノンの国内政治に対して、シリアはいかに関与していたのか。シリアによるレバノン実効支配に特徴付けられる第二共和制を、一定の多元主義と複数政党による競合にもとづく選挙が行われつつも現実にはシリアが実権を握っていることから、権威主義体制の一種（あるいは不完全な民主主義の一種）と位置づける識者は少なくない。

例えば、L・ダイヤモンド(Larry Diamond)は、第二共和制のレバノンを、「競合的権威主義 (competitive authoritarianism)」（あるいは「選挙権威主義 (electoral authoritarianism)）」に分類し、「民主主義と権威主義の要素が組み合わさった」「ハイブリッド体制 (hybrid regime)」の一種と捉えている (Diamond [2002])<sup>26)</sup>。その特徴は、確複数政党選挙の実施や議会での与野党競合といった公式上・形式上の「民主主義的要素」と、恣意的な選挙区の再編や候補者の制限といった非公式上・運営上の「権威主義的要素」が併存する点にある。

しかし、①レバノンの国内政治の趨勢（民主主義）を決定づける非公式な権力（権威主義）がシリアという国外に存在すること、②民主主義と権威主義がそれぞれ「要素」ではなく、より制度化された形式でハイブリディティを構成していること、そして、③逆説的ながら、シリアがレバノンの政党間ないしは宗派間の権力分有のための調整役を果たしていることを勘案すれば、第二共和制を権威主義体制の一種や「ハイブリッド体制」に分類して分析を進めることには若干の留保が必要であろう。むしろ、これらの特徴こそが第二共和制の政治構造を決定づけるものであり、したがって、それらを的確に把握するための分析概念を設定する必要がある。それが、「権力の二元的構造」である（青山・末近 [2009: 23-26]）<sup>27)</sup>。

「権力の二元的構造」は、「目に見える権力」と「隠された権力」という二つの権力から構成され、それぞれの担い手を「名目的権力装置」と「真の権力装置」と呼ぶことができる。「名目的権力装置」とはレバノン国家の統治機構を構成する大統領（府）、内閣（首相、閣僚）、国民議会（議長、議員）などの公的制度であった。しかし、これらの公的制度はシリアの実効支配という現実を隠蔽するものとしての色彩が強く、実際の政治過程の帰趨を左右したのはシリアであった。レバノン政府の意思決定の多くは、シリアの大統領、すなわちハーフィズ・アサド前大統領とバッシャール・アサド大統領 (Bashshār al-Asad) と、彼らに「レバノン・ファイル (al-milaff al-lubnānī, 対レバノン政策)」を任された政府・軍幹部という「真の権力装置」によって非公的に主導された。シリアによるこの「隠された権力」は、レバノンという主権国家の領域と制度・法の双方の枠組みを超越するかたちで行使された。

こうした実効支配のあり方を支えたのが、前述のように、シリア軍・ムハーバラート (mukhābarāt, 諜報機関、治安維持警察、武装治安組織の総称) のレバノン駐留（治安維持活

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近動) やシリア人労働者の流入によるレバノンの「準植民地」化であった。しかし同時に、ポスト内戦期のレバノンの多極共存型民主主義において政党間・宗派間の権力分有が不調に終わったことから、シリアがパワーブローカーとしての役割を果たしてきたこと——パクス・シリアーナを生み出してきたこと——を看過すべきではない。事実、「隠された権力」が典型的に行使されたのは、レバノンの政治主体による合従連衡が最も活発に展開された大統領や首相・内閣の人事、そして国民議会選挙であった。

例えば、大統領人事においては、1995年末、シリアはレバノンに対して憲法第49条(1929年5月8日修正条項)に「現大統領の任期を唯一例外的に、1998年11月23日までの3年間延長する」という文言の追加を促すことで、親シリアのイリヤース・ヒラーウィー (Iliyās al-Hirāwī) 大統領(1989年11月～1998年11月)の任期を延長させた<sup>28)</sup>。一方、国民議会選挙においては、シリアは実効支配や第二共和制に異議を唱える政党や政治家の勢力伸張を阻止するため、選挙区改編(ゲリマンダリング)、候補者の選定、そして候補者による選挙同盟の結成などに干渉した(青山・未近 [2009: 25]) (表3)。1992年の選挙において、ターイフ合意に基づき総議席数は108から128に引き上げられ、キリスト教徒とイスラーム教徒の割合は5対5(すなわち64議席ずつ)の等比とされたが、議席数の増加を地域別で見ると、その三分の二以上がシリア軍の展開している地域の選挙区であった(Hanf [1993: 625-630])<sup>29)</sup>。

ここで注意すべきは、シリアによる実効支配というポスト内戦期の新たな政治環境において、レバノンのさまざまな政党や政治家がシリアとの関係を利用することで、自らの政治的発言力や影響力を拡大しようとしてきた点である。そこでは、上述のレバノン軍団のようにシリアの実効支配への批判を通して支持の基盤を試みる場合もがあったが、実際に政治を主導できたのはシリアとの関係を強化し、「隠された権力」へのアクセスが可能となった政党・政治家であった。シリアは、ポスト内戦期の不安定な国家における政党間・宗派間の利害関係を調整する役割——パワーブローカーの役割——を担ったのである<sup>30)</sup>。

表3 第14期・第15期レバノン国民議会選挙へのシリアの干渉

国民議会選挙	内容
第14期 (1992年8月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベイルート県：1選挙区に統合し、選挙区内で各宗派に議席を配分。</li> <li>●南部県・ナバティーヤ県：1選挙区に統合し、それぞれの郡で各宗派に議席を配分。そのうえで、ヒズブッラーとバヒーヤ・ハリリーーの反目、ヒズブッラーとアマル運動の対立を調整し、選挙協力を指示。</li> <li>●ベカーア県：1選挙区に統合し、それぞれの郡で各宗派に議席を配分。そのうえで、イリヤース・ヒラーウィー大統領の陣営（ザフレ郡）とフサイン・フサイニー国民議会議長（1976年～1992年10月）の陣営（バアルベック・ヘルメル郡）の対立を回避。</li> <li>●レバノン山地県：郡を選挙区（6選挙区）とし、それぞれの選挙区で各宗派に議席を配分。それにより、ワリード・ジュンブラート（シューフ郡、アレイ郡）国家大臣、イリヤース・フバイカ（バアブダー郡）難民大臣、ミシェル・ムッル（マトン郡）副首相兼国防大臣、ファールス・ブワイズ（カスラワーン郡）外務在外居住者大臣、タラール・アルスラーン（アレイ郡）前観光大臣ら有力政治家の対立を回避。</li> <li>●北部県：1選挙区に統合し、それぞれの郡で各宗派に議席を配分。そのうえで、スライマーン・フランジーヤ住宅大臣とウマル・カラーミー国民議会議員に選挙同盟の結成を指示。</li> </ul>
第15期 (1996年8月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ベイルート県：対立し合うラフィーク・ハリリーー首相、サリーム・フッス元首相、ナジャーフ・ワーキーム、タマーム・サラームを当選させるべく尽力。</li> <li>●南部・ナバティーヤ県：ハーフィズ・アサド前大統領自身の指示のもと、ヒズブッラーとアマル運動が選挙協力。</li> <li>●ベカーア県：すべての親シリア派による選挙同盟の結成を指示。</li> <li>●レバノン山地県：アレイ郡選挙区でのジュンブラート難民大臣とタラール・アルスラーン元観光大臣の対立を仲裁し、前者に後者の当選を黙認させる。</li> <li>●北部県：フランジーヤ国民議会議員とカラーミー国民議会議員の選挙協力を指示。</li> </ul>

(出所) 青山・末近 [2009: 25]。

### (3) シリアの天井——第15期国民議会選挙（1996年）

その権力が「隠された権力」であるゆえに、第二共和制におけるシリアの影響力を正確に測定することは難しい。だが確かなのは、レバノン国内の政党にとってシリアに背を向けることが政治的リスクをとまなうということであった。これは、明確に反シリア姿勢を打ち出したレバノン軍団だけではなく、結成以来シリアとの関係を維持してきたヒズブッラーもまた同様であった。むしろ、ヒズブッラーは、シリアの庇護下にありながら、最大の野党連合を主導する政党として、そのシリアのいわば傀儡である政府与党に対峙しなくてはならないという難しい立場に置かれることになった。1990年代におけるアサド政権の「レバノン・ファイル」の許容限界は「シリアの天井 (al-saqf al-sūrī)」と呼ばれたが、ヒズブッラーがこれに直面したのが1996年8～9月に実施された第15期国民議会選挙であった。

1996年の選挙では、ヒズブッラーは前回よりも詳細かつ包括的な選挙綱領を準備して選挙戦に臨んだ (Alagha [2006: 254-260])。政策方針は前回選挙——シオニストによる占領と抑圧

「テロ組織」が政党になるとき—第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」—（末近）者による支配からのレバノン解放と政治的宗派主義の廃絶——を踏襲したものであったが、特筆すべきはレバノン外交についての方針が盛り込まれた点である。このことは、1980年代に独自の越境的ネットワーク——とりわけシリアとイランからとの関係——を駆使し勢力を拡大してきた従来の路線を一旦棚上げにして、国家間外交を尊重することを明確に打ち出したことを示していた。したがって、主権国家としてのレバノンと第二共和制の正当性を改めて承認し、政府に外交を託すという意味で、二度目の選挙に際してヒズブッラーのレバノン化がいつその進展をみせたとみることができる。こうしたことから、1996年選挙では選挙戦の段階から政党としてのヒズブッラーの勢力伸長が予想された。

ところが、こうした予想を裏切り、選挙結果はシーア派議席が7議席、シーア派以外の立候補者の当選も2議席（スンナ派とマロン派）に留まった（Hamzeh [2004: 113]<sup>31</sup>）。その背景には、選挙区改編（ゲリマンダリング）や候補者リスト作成への介入を通じた、シリアによる強い選挙介入があった。とりわけ、選挙戦においては、同じシーア派コミュニティでの覇権を争うアマル運動との折衝が難航し、最終的にはシリア政府が仲介することで候補者、選挙区、リストについてヒズブッラーが譲歩をするかたちで合意がなされた。このようなヒズブッラーの「敗北」は、国民議会選挙がシリアによるレバノン支配のため確固たる装置となったことを示唆する出来事であった（*Middle East International*, September 20, 1996, Usher [1997: 59-60]）。

なぜ、シリアはヒズブッラーの「敗北」を導いたのか。第一に、1990年代初頭以降の西側諸国との関係改善およびイスラエルとの和平交渉の文脈において、ヒズブッラーを牽制することで自らの「誠意」を示す必要があった。第二に、最大野党を率いるヒズブッラーを「ダウンサイジング」することで、政権与党による政策決定を円滑に進めるためであった（*The Lebanon Report*, Fall 1997, Usher [1997: 59-60]）。結果として、1996年の選挙以降、ヒズブッラーは合法政党として第二共和制における確固たる地位を築く一方で、「シリアの天井」の下で政治的なフリーハンドを失った現実への対応に苦慮することになった<sup>32</sup>。

だが、やがてシリアとイスラエルとの和平交渉が不調に終わると、ヒズブッラーはシリアに対して消極的な関係維持（公然の秘密）ではなく、イスラエルを共通の敵とする積極的な「戦略的パートナーシップ」（公然の事実）を築くようになり、イデオロギー的な共鳴要素を欠いた「愛なき結婚」（*al-Nahār*, April 5, 2001）にもかかわらず、蜜月りをアピールするようになった。こうして、ヒズブッラーはレバノン実効支配やイデオロギー的差異といった問題はいったん棚上げにし、イスラエルや米国に対峙するかたちでシリアと共闘関係を強化していくことになったのである。

## むすびにかえて

革命的汎イスラーム主義を掲げて結成されたヒズブッラー。対イスラエル武装闘争だけではなく欧米人の拉致・監禁やハイジャックに関与したことから「テロ組織」として知られてきた彼らは、1990年代初頭にレバノンの合法政党となることを選択し、国民議会において最大野党を形成するにいたった。本稿では、このようなヒズブッラーの政党化がなぜ成功したのか、「内的条件」と「外的条件」の両面から検討した。ヒズブッラーが第二共和制において軍部部門を有する「武装政党」としての特権的地位を得ることができたのは、レバノンを実効支配下に置いたシリアの政策判断によるところが大きい。しかし、国内・地域・国際のそれぞれのレベルにおける政治環境の変化が複合的に作用することで彼らの政党化の成功を導いたことを看過することはできない。

1980年代末のヒズブッラーを取り巻く政治環境の変化は、トランスナショナルなネットワークと力によって勢力を急拡大してきたそれまでの政策や方法論に対する逆風となった。国内レベルにおいては内戦の終結、地域レベルでは中東和平プロセスの進展が、革命的汎イスラーム主義を掲げるヒズブッラーのレゾンデートルを脅かした結果、合法的・平和的に政策実現を目指す新たな方法論を模索する必要が生じた。また、国際レベルの変化として、シリアとイランというヒズブッラー支援国が、冷戦終結にともなう国際政治の勢力図の変化を受けて西側諸国との緊張緩和に乗り出した。外交の「穏健化」を進めるために、両国にとってもヒズブッラーの合法的・平和的路線の採用が必要であったのである。

こうした状況下で、ヒズブッラー指導部はレバノンの合法政党となることを打ち出した。組織の内部ではこれを元来の革命路線からの逸脱とする批判の声が上がり、指導部は政党化推進派（改革派）と反対派（守旧派）に分裂寸前となった。しかし、この政党内競合は、長い議論の末、革命路線のいわば段階論的解釈を導き出すことで収束した。すなわち、①イスラエルの破壊と②イスラーム国家の樹立という理念を達成するための第一段階として、それぞれ①イスラエルの占領からのレバノン領土の解放と②政治的宗派主義の撤廃が、合法政党としてのさしあたりの政策目標とされることで、革命路線に抵触しないかたちで政党としての活動が合理化された。つまり、政策目標がイスラーム世界（汎イスラーム主義）からレバノン国内政治へと移行する「ローカル化」と、その政策目標を実現するための手段が非合法から合法へと転じた「制度化」という二つの意味において、ヒズブッラーは「レバノン化」したのである。

このヒズブッラーのレバノン化は、シリアとイランの両国によっても後押しされた。シリアは、イスラエルの占領下の南部地域の解放闘争を担うレジスタンスとして、ターイフ合意の策定を通してヒズブッラーの武装解除を免除した。軍事部門イスラーム抵抗がイスラエルの破壊を理念に掲げるヒズブッラーのレゾンデートルの不可分な一部であるとすれば、これを保持し

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近)  
たままで政党化できたことの意義は大きい(逆に言えば、「純粋な政党」への転身は党内競争をより熾烈なものにしたであろう)。他方、イランは、ヒズブッラーが従うべきワリー・ファキーフであるハーメネイーの法学裁定を通して、彼らの政党化をイスラーム法の見地から合理化した。この判断は、政党化を合理化するだけでなく、組織の分裂を生みつつあった党内競争を取束させることに寄与したのである。

[付記] 本稿は、2009～11年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「現代東アラブ地域の政治主体に関する包括的研究：非公的政治空間における営為を中心に」(研究課題番号：21310157)および2009～10年度科学研究費補助金・若手研究(B)「中東域内における諸国家間の関係調整メカニズムに関する実証研究」(研究課題番号：21730145)の成果の一部である。

## 注

- 1) 周知の通り、「テロ組織」の用語はほとんどの場合他称・蔑称であり、政治的な価値判断を強く帯びることで問題を孕む。ウェインバグらは、「テロリズム」が価値中立ではあり得ない用語であることを踏まえた上で、「恐怖の喚起、混乱の拡散、無差別報復の助長だけではなく、賞賛の奨励や模倣の誘発によってひとりあるいは様々な観衆の行動に影響を与えたり修正したりすることを意図した暴力の一種」と定義し、あくまでも「イデオロギーではなく活動である」ことを強調する。そして、「テロリスト集団(terrorist group)」とは「政治的表明のための主要な手段としてテロリストの暴力に依拠するあらゆる人間集団」と定義している(Weinberg, Pedahzur, and Perliger [2009: 3])。本稿では、テロリズムの用語の持つ政治性に配慮しつつも、1980年代を通してヒズブッラーが西洋人の拉致監禁やハイジャックを通して自らの政治的目標の達成を試みてきたことから、このウェインバグらの定義を用いて議論を進めていくこととする。
- 2) ターイフ合意はサウジアラビアのターイフで署名され、1989年11月5日にクライアートで招集された国民議会で正式に承認され発効した。
- 3) 民兵が武装解除と社会復帰に応じたのは、彼らが属していた民兵組織が合法政党として第二共和制の政党政治に参入するのにもない、動員解除を着実に進めていったことが大きい(Picard [2009])。
- 4) PLOを主導するファタハ(Haraka al-Tahrir al-Waṭanī al-Filistīniya, 正式名パレスチナ国民解放運動)のほか、イスラーム・ジハード運動(Haraka al-Jihād al-Islāmī), サイカ(Munazzama al-Talā'īu Ḥarb al-Sha'abīya Quwwāt al-Šā'iqa, Vanguard for the Popular Liberation War al-Saiqa, 正式名人民解放戦争前衛機構)、ハマース(Haraka al-Muqāwama al-Islāmīya, 正式名イスラーム抵抗運動)、パレスチナ解放戦線(Jabha al-Tahrir al-Filistīniya), パレスチナ共産革命党(al-Hizb al-Shuyū'i al-Filistīnī al-Thawrī), パレスチナ人民解放戦線(al-Jabha al-Sha'abīya li-Tahrir al-Filistīn, The Popular Front for the Liberation of Palestine, 略称PFLP), パレスチナ人民解放戦線総司令部派(al-Jabha al-Sha'abīya li-Tahrir al-Filistīn al-Qiyāda al-'Āmm, The Popular Front for the Liberation of Palestine-General Command, 略称PFLP-GC), パレスチナ人民闘争戦線(Jabha al-Niḍāl al-Sha'abī al-Filistīnī, Palestinian Popular Struggle Front, 略称PPSF), パレスチナ民主解放戦線(al-Jabha al-Dīmuqrāṭīya li-Tahrir al-Filistīn, The Democratic Front for the Liberation of

- Palestine, 略称 DFLP) などが活動していた。青山・末近 [2007: 137-139], 高岡 [2008a] [2008b] などを参照。
- 5) また、ターイフ合意は「資格と技能」が公務員採用の基準とし、国会議員などの第1級の行政職に関しては、いずれの宗派にも特別の地位を与えないことを定めている (2-G)。
  - 6) 大統領は行政権を事実上独断的に行使できるだけでなく (憲法 [1926年5月23日施行] 第17条), 国際条約の交渉・批准権 (同第52条 [1943年11月9日修正条項]), 首相・内閣の指名・任命権 (同第53条 [1943年11月9日修正条項]), 国民議会の解散権 (同第55条 [1929年5月8日修正条項]) などを握り, 首相と国民議会議長を実質的に従属させていた。
  - 7) なお修正された憲法第95条第1項は「宗派は組閣において等しく代表される」と謳い, キリスト教徒とイスラーム教徒の閣僚ポストを均等することを定めているが, この文言はターイフ合意には記されていなかった。
  - 8) F・ハーズィン (Farid el Khazen) によれば, 「第二共和制」には確立された定義も成立時期についての見解の一致もないとされる (el Khazen [1994: 4])。本稿では, 第二共和制はターイフ合意において示されている国民和解の四つの条件, ①ターイフ合意の承認・発効 (1989年11月5日), ②大統領の選出 (1989年11月5日のルネ・ムアウワド (Rīnī Mu'awwad) 大統領就任 [11月22日暗殺], および11月24日のイリヤース・ヒラーウィー (Iliyās al-Hirāwī) 大統領就任), ③国民和解内閣発足 (1989年11月25日の第3次フッス内閣発足), ④憲法改正 (1990年9月21日法律第18号施行) の履行をもって成立したとの立場をとる。
  - 9) 総合情報総局, 内務治安軍総局, 共和国護衛旅団, 軍情報局, 国家治安総局。
  - 10) 社会経済協力合意, 農業協力合意, 保健合意, 個人および物資の移動に関する合意 (以上1993年締結), アースィー川合意, 労働合意, 文化合意, 観光合意, 共通市場の確立に関する合意 (以上1994年締結)。
  - 11) レバノンに流入したシリア人労働者の正確な数は統計データがないため把握できない。だが *al-Nahār*, July 24, 1995 によると, その数は1992年から急増し, 1994年初めには50万人を, 1995年初めには100万人を突破した。また Rabil [2001: 29] によると, 60万人から90万人のシリア人労働者がレバノンに流入した。
  - 12) 同会議には, イスラエル, シリア, レバノン, ヨルダン, パレスチナ, エジプト, そして EC, 米国とソ連が参加した。
  - 13) ソ連は, シリアに対してイスラエルとの関係を「戦略的均衡」から「防衛的充足」に依拠するように要求したとされる (Rabinovich [1998: 36])。
  - 14) シリア・アサド政権は, 世俗的なアラブ民族主義を国是としてきた。1970年代末から1980年代初頭にかけて, シリア・ムスリム同胞団を中心としたイスラーム主義による反体制による蜂起で一時危機に瀕したが, 武力で鎮圧した。詳しくは, 末近 [2005] を参照。
  - 15) その一因として, IDF の占領地からの無条件撤退を要求した国連安保理決議第242号および338号について, シリア・レバノンとイスラエルとの見解の不一致があった。
  - 16) シリアの対イスラエル交渉と, レバノンおよび米国の関係については, Rabil [2003: 85-118] を参照。
  - 17) シリア・イラン関係は常に友好というわけではなく, レバノン情勢に関しては, 1980年代の前半が「蜜月関係」であったのに対して, 後半は緊張状態にあった。とりわけ, 1980年代末にシリアがヒズブッラーのカウンターバランスとしてアマル運動を支援した際には, 両国間の関係は悪化した。
  - 18) イラン政府がヒズブッラーの「拉致戦術」を牽制するようになった背景には, 政府内での権力闘争があった。ラフサンジャニー大統領は, 就任後まもなくして人質の解放に否定的な姿勢をとってきた元駐

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近)

- シリア大使アリー・アクバル・モフタシェミー (‘Alī Akbar Mohtashemī) を外務省から追放した (Ehteshami and Hinnebusch [1997: 136])。
- 19) ヒズブッラーの党大会は、3年毎 (1989年の第1回から1995年の第4回までは2年毎) に開催される。書記長、副書記長を含む、シューラー会議のメンバーが選出される。
  - 20) 1989年の第一回党大会の後、ヒズブッラー指導部は改革派と保守派の二つではなく、三つに分裂したとする議論もある。第三の派閥の考え方は前者よりも後者に近く、ナイーム・カースィム (Na‘īm Qāsim) がその代表であったとされる (Ehteshami and Hinnebusch [1997: 142-143], Ranstorp [1997: 73-74])。
  - 21) ナスルッラーは、もともと保守派に属していた幹部であり、ヒズブッラーの生みの親ともいわれるイランのモフタシェミーとの強いつながりを持つ人物であった。しかし、党内およびイラン政府指導部内の趨勢を鑑み、改革派に転じたと見られた (Hamzeh [1993: 323])。
  - 22) 諮問会議 (Majlis al-Shūrā) は、ヒズブッラーの最高意思決定機関である。そのメンバーは、3年毎 (1989年の第1回から1995年の第4回までは2年毎) に開催される党大会において選出され、書記長、副書記長、そして党内の5つの専門機関である政治会議 (al-Majlis al-Siyāsī), 議会活動会議 (Majlis al-Amal al-Niyābī), 執行会議 (al-Majlis al-Tanfīdhī), 司法会議 (al-Majlis al-Shar‘ī), ジハード会議 (al-Majlis al-Jihādī) の代表者の計7名から構成される。
  - 23) 政党化の方針をめぐる、ヒズブッラー指導部はシューラー会議の7名 (書記長、副書記長含む) に5名の幹部を加えた計12名による委員会を立ち上げ、党内議論の摺り合わせをおこなった。論点は、①政党化の正当性、②イスラーム的観点、③利益と不利益、④政策における優先的事項であった。党内議論の内容については、Alagha [2006: 151-155] を参照。
  - 24) J・アル＝アガー (Joseph Alagha) は、これを「現実主義の宗教的正当化」と表現している。副書記長ナイーム・カースィム、ムハンマド・ラアド、アフイーフ・アル＝ナーブルスィーといったヒズブッラーのイデオログたちが概ね同じ結論に達したと分析している (Alagha [2006: 161-165, 185])。
  - 25) イスラーム慈善協会は、アブドゥッラー・ヒーラーリー (‘Abd Allāh al-Hīrārī, スンナ派) によって1975年に結成された。カタール改革運動は、アミーーン・ジュマイール元大統領 (1982年9月～1988年9月) を中心とするレバノン・カタール党の分派であった (2005年11月、レバノン・カタール党と再統一を果たし、レバノン・カタール党となった)。ワアド党は、レバノン軍団の元幹部であったエリー・フバイカ (Īlī Ḥubayqa, マロン派) が1980年代に結成した民兵組織を母体とし、政党の名称はターイフ合意後に公式に定められた。
  - 26) T・ファフリー＝ミュールバッハー (Tamirace Fakhoury-Mühlbacher) は、ダイヤモンドの「ハイブリッド体制」の議論を援用し、1990～2005年のシリアによる実効支配期のレバノン政治を民主化移行期における「準権威主義 (semi-authoritarianism)」と定義し、「競合的・民主的側面の存在」を確認しつつ分析している (Fakhoury-Mühlbacher [2009])。A・シェードラー (Andreas Schedler) は、ダイヤモンドの「ハイブリッド体制」は権威主義ではなくむしろ民主主義の一種として議論されると指摘する。しかし、「競合的民主主義」あるいは「選挙権威主義」に基づく「ハイブリッド体制」が現実には「民主的である、あるいは民主化している」と必ずしも前提できないことを批判し、その上で自身が唱道する「選挙権威主義」論があくまでも権威主義研究であることを強調している (Schedler [2006])。
  - 27) S・レヴィツキー (Steven Levitsky) は、レバノンにおける権威主義的要素がシリアという「外部」に基づくものであることから、「競合的権威主義」にもとづく「ハイブリッド体制」の地域横断的分析

- から除外している (Levitsky [2010: 32])。
- 28) シリアは、1989年11月にムアウワド大統領が暗殺された後、レバノンの国民議会が新たにヒラーウィー大統領を選出する際も影響力を行使したとされる (Hudson [1999: 31])。大統領人事に対する同様の干渉は、1998年10月のエミール・ラフフード (Imīl Laḥḥūd) 国軍司令官 (1989年11月～1998年11月, 中将) の大統領就任や2004年9月の任期延長 (～2007年11月) においても行われた。詳しくは、青山・末近 [2009: 42-60] を参照。
- 29) 増加率は、ベカーア県は50パーセント以上、北部県は40パーセント、南部県・ナバティヤ県は25パーセントに対して、ベイルート県とレバノン山地は20パーセントにも満たなかった。当選議員1人あたりの得票数においては、全国平均が18,500票であるのに対して、ベカーア県では16,000票となった (Hanf [1993: 625-630])。
- 30) このように第二共和制下のレバノンでは、シリアが真の権力装置としての役割を果たしたが、とはいえ、同国による隠された権力の行使のありようは、実効支配が開始された1990年初めから駐留シリア軍が完全撤退する2005年4月まで一様だったわけではなく、H・アサド前政権時代とB・アサド現政権時代において異なった様相を見せていた。詳しくは、青山・末近 [2009: 33-60] を参照。
- 31) ヒズブッラーによる候補者選定や候補者リストの作成といった選挙戦略とその結果については、Suechika [2000: 287-288] を参照。
- 32) 筆者によるヒズブッラー広報局 (Maktab Hizb Allāh li-l-'Alāqāt al-'Ilāmiyya, ベイルート) での聞き取り調査 (2002年8月1日)。

## 引用文献

- 青山弘之 [2010] 「宗派主義制度が支配する政党間関係——不安定化するレバノン (2005年4月～2008年5月) ——」佐藤章編『新興民主主義国における政党の動態と変容 (研究双書 No. 584)』JETRO アジア経済研究所, 2010年, 133～164ページ。
- 青山弘之編・青山弘之・末近浩太著 [2007] 『現代レヴァント諸国の政治構造とその相関関係——調査研究報告書——』アジア経済研究所, 3月。
- 青山弘之・末近浩太 [2009] 『現代シリア・レバノンの政治構造 (アジア経済研究所叢書5)』岩波書店。
- 岡沢憲美 [1988] 『政党 (現代政治学叢書13)』東京大学出版会。
- サルトーリ, ジョヴァンニ (岡沢憲美・川野秀之訳) [2000] 『現代政党学——政党システム論の分析枠組み——』早稲田大学出版部。
- 末近浩太 [2005] 『現代シリアの国家変容とイスラーム』ナカニシヤ出版。
- [2006] 「『レバノン』をめぐる闘争——ナショナリズム, 民主化, 国際関係——」『中東研究』第494号 (12月), 56～67ページ。
- [2009] 「抵抗と革命をむすぶもの (1) ——レバノン・ヒズブッラーの誕生 (1982～85年) ——」『立命館国際研究』第22巻, 第2号 (10月), 101～136ページ。
- [2010] 「抵抗と革命をむすぶもの (2) ——イスラーム思想史のなかのレバノン・ヒズブッラー——」『立命館国際研究』第22巻, 第3号 (3月), 93～131ページ。
- 高岡豊 [2008a] 「シリア・レバノンの難民キャンプで活動する諸組織 (1)」『現代の中東』第44号 (1月), 64～78ページ。
- [2008b] 「シリア・レバノンの難民キャンプで活動する諸組織 (2)」『現代の中東』第45号 (7月), 51～62ページ。

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (未近)

日本ムスリム協会 [1982] 『日垂対訳・注解 聖クルアーン』 日本ムスリム協会。

- Abdelnour, Ziad K. [2004] "Dossier: Samir Geagea: Leader of the Lebanese Forces (LF) Movement," *Middle East Intelligence Bulletin*, Vol. 6, No. 5 (May).
- Alagha, Joseph [2006] *The Shifts in Hizbullah's Ideology: Religious Ideology, Political Ideology, and Political Program*. Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Barak, Oren [2009] *The Lebanese Army: A National Institution in a Divided Society*. New York: State University of New York Press.
- Chartouni-Dubarry, May [1996] "Hizballah: From Militia to Political Party," Rosemary Hollis and Nadim Shehadi eds., *Lebanon on Hold: Implication for Middle East Peace*. London: The Royal Institute of International Affairs, pp. 59-62.
- Dāhir, 'Adnān Muhsin and Riyāḍ Ghannīm [2007] *al-Mu'jam al-Niyābī al-Lubnānī: Sīra wa Tarājim A 'dā' al-Majālis al-Niyābiya wa A'dā' Majālis al-Idāra fī Mutaṣarriffiya Jabal Lubnān 1861-2009*. Beirut: Dār Bilāl.
- Diamond, Larry [2002] "Thinking about Hybrid Regimes," *Journal of Democracy*, Vol. 13, No. 2 (April), pp. 21-35.
- Ehteshami, Anoushiravan [1995] *After Khomeini: The Iranian Second Republic*. London and New York: Routledge.
- and Raymond A. Hinnebusch [1997] *Syria and Iran: Middle East Powers in a Penetrated Regional System*. London and New York: Routledge.
- el-Husseini, Rola [2004] "Lebanon: Building Political Dynasties," Volker Perthes ed., *Arab Elites: Negotiating the Politics of Change*, Boulder, CO: Lynne Rienner, pp. 239-266.
- el Khazen, Farid [1994] *Lebanon's First Postwar Parliamentary Election, 1992: An Imposed Choice*. Beirut: American University of Beirut (<http://almashriq.hiof.no/ddc/projects/pspa/election92.html>, 2006年10月アクセス).
- [2003] "Political Parties in Postwar Lebanon: Parties in Search of Partisans," *Middle East Journal*, Vol. 57, No. 4 (Autumn), pp. 605-624.
- Faḍl Allāh, Ḥasan [1994] *al-Khiyār al-Ākhir: Hizb Allāh al-Sīra al-Dhātīya wa al-Mawqif*. Beirut: Dār al-Hādī.
- Gambill, Gary C. and Elie Abou Aoun [2000] "Special Report: How Syria Orchestrates Lebanon's Elections," *MEIB*, Vol. 2. No. 7 (August).
- Gaub, Florence. 2007. "Multi-Ethnic Armies in the Aftermath of Civil War: Lessons Learned from Lebanon." *Defense Strategies*, Vol.7, No. 1 (March), pp. 5-20.
- Goodman, Mavin A. and Carolyn M. Ekedahl [1988] "Gorbachev's 'New Direction' in the Middle East," *Middle East Journal*, Vol. 42, No. 4 (Autumn), pp. 571-586.
- Hamzeh, A. Nizar [1993] "Lebanon's Hizballah: From Islamic Revolution to Parliamentary Accommodation," *Third World Quarterly*, Vol. 14, No. 2 (Spring), pp. 321-337.
- [2004] *In the Path of Hizbullah*. New York: Syracuse University Press.
- Hanf, Theodor [1993] *Coexistence in Wartime Lebanon: Decline of a State and Rise of a Nation*. London: Centre for Lebanese Studies and I. B. Tauris.

- Harik, Judith Palmer [2004] *Hezbollah: The Changing Face of Terrorism*. London and New York: I. B. Tauris.
- Harris, William [1997] *Faces of Lebanon: Sects, Wars, and Global Extensions*. Princeton: Markus Wiener.
- Hooglund, Eric [1995] "Iranian Views of the Arab-Israeli Conflict," *Journal of Palestine Studies*, Vol. 25, No. 1 (Autumn), pp. 86-95.
- Hudson, Micheal C. [1999] "Lebanon after Ta'if: Another Reform Opportunity Lost?" *Arab Studies Quarterly*, Vol. 21, No. 1 (Winter), pp. 27-40.
- Kovacs, Mimmi Söderberg [2008] "When Rebels Change Their Stripes: Armed Insurgents in Post-war Politics," Anna Jarstad and Timothy D. Sisk eds., *From War to Democracy: Dilemmas of Peacebuilding*. Cambridge and New York: Cambridge University Press, pp. 134-156.
- Kfoury, Assaf [1997] "Hizb Allah and the Lebanese State," Joel Beinin and Joe Stork eds., *Political Islam: Essays from Middle East Report*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press, pp. 136-143.
- Levitsky, Steven [2010] *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge and New York: Cambridge University Press.
- Fakhoury-Müehlbacher, Tamirace [2009] *Democracy and Power-Sharing in Stormy Weather: The Case of Lebanon*. Wiesbaden: VS Verlag.
- Markaz al-'Arabī li-l-Ma'lūmāt – al-Safīr [2006] *Ḥizb Allāh: al-Muqāwama wa al-Taḥrīr*, 12 vols. Beirut: Editio International.
- Norton, Augustus Richard and Jillan Schwedler [1994] "Swiss Soldiers, Ta'if Clocks, and Early Elections: Toward a Happy Ending?," Deirdre Collings ed., *Peace for Lebanon?: From War to Reconstruction*. Boulder, CO: Lynne Rienner, pp. 45-65.
- Ofeish, Sami A. [1999] "Lebanon's Second Republic: Secular Talk, Sectarian Application," *Arab Studies Quarterly*, Vol. 21, No. 1 (Winter), pp. 97-116.
- Picard, Elizabeth [1993] "The Lebanese Shi'a and Political Violence," Discussion Paper 42 (April), Geneva: United Nations Research Institute for Social Development (UNRISD).
- [2009] "The Virtual Sovereignty of the Lebanese State: From Deviant Case to Ideal-type," Laura Guazzone and Daniela Pioppi eds., *The Arab State and Neo-Liberal Globalization: The Restructuring of State Power in the Middle East*. Reading: Ithaca Press, pp. 247-273.
- Qāsim, Na'im [2010] *Ḥizb Allāh: al-Minhaj, al-Tajriba, al-Mustaqbal*. seventh edition. Beirut: Dār al-Maḥajja al-Baydā'.
- Rabil, Robert G. [2001] "The Maronite and Syrian Withdrawal: From 'Isolationists' to 'Traitors'?" *Middle East Policy*, Vol. 8, No. 3 (September), pp. 23-43.
- [2003] *Embattled Neighbors: Syria, Israel and Lebanon*. Boulder, CO: Lynne Rienner.
- Rabinovich, Itamar [1998] *The Brink of Peace: The Israeli-Syrian Negotiations*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Ranstorp, Magnus [1997] *Hiz'Allah in Lebanon: The Politics of the Western Hostage Crisis*. New York: St. Martin's Press.
- Schedler, Andreas [2006] "The Logic of Electoral Authoritarianism," Andreas Schedler ed., *Electoral*

「テロ組織」が政党になるとき— 第二共和制の成立と「ヒズブッラーのレバノン化」— (末近)

- Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. Boulder, CO: Lynne Rienner, pp. 1-23.
- Soueid, Mahmoud [1995] "Islamic Unity and Political Change: Interview with Shaykh Muhammad Hussayn Fadlallah," *Journal of Palestine Studies*, Vol. 25, No. 1 (Autumn), pp. 61-75.
- Suechika, Kota [2000] "Rethinking Hizballah in Postwar Lebanon: Transformation of an Islamic Organisation," 『日本中東学会年報』 第15号, 259～314ページ。
- Usher, Graham [1997] "Hizballah, Syria, and the Lebanese Elections," *Journal of Palestine Studies*, Vol. 29, No. 2, (Winter), pp. 59-67.
- "Wathīqa al-Wifāq al-Waṭanī al-Lubnānī: Allatī Aqarra-hā al-Liqā' al-Niyābī fī Madīna al-Ṭā'if bi-al-Mamlaka al-'Arabīya al-Sa'ūdīya bi-Tārīkh 22/10/1989m wa allatī 'addada-hā Majlis al-Nuwwāb fī Jalsa-hi al-Mun'aqida fī al-Qulay'āt bi-Tārīkh 5/11/1989m" [1989] .
- Weinberg, Leonard, and Ami Pedahzur and Arie Perliger [2009] *Political Parties and Terrorist Groups*. second edition. London and New York: Routledge.
- Zisser, Eyal [1997] "Hizballah in Lebanon: At the Crossroads," Bruce Maddy-Weitzman and Efraim Inbar eds., *Religious Radicalism in the Greater Middle East*. London: Franc Cass, pp. 90-110.

(末近 浩太, 立命館大学国際関係学部准教授)

## When a “Terrorist Group” becomes a Political Party: The Emergence of the Lebanese Second Republic and “Lebanonizaion of Hizballah”

Lebanon’s Hizballah (The Party of God), due to its effective ideological mobilization and transnational network based on the revolutionary Islamic political doctrine, became one of the most powerful political groups/militias in Lebanon during the civil war (1975-1990), that shook the whole region as well as the Western countries through a series of suicide bombings and civilian-kidnappings. Hizballah was thus regarded as a “terrorist group”.

However, as soon as the civil war was ended in 1990, it was determined to transform into a legitimate political party and won eight seats in the Lebanon’s first post-war parliamentary election in 1992. The international community as well as other domestic political groups voiced astonishment at its success as a political party.

The aim of this paper is to explore why and how Hizballah managed to become a legitimate Lebanese political party. A key to answering this question could be the post-war political situation in Lebanon, that is Syrian control over the country. One can say that Hizballah’s transformation was a product of Syria’s policies in which Damascus aimed to manipulate it as a bargaining card in its peace negotiation with Israel; i.e. Hizballah became a political party with a military wing deployed in the Lebanon-Israel border areas.

Though this argument is reasonable to some extent, it overlooks at least two facts. First, it cannot explain why Hizballah did not lose its supporters and political influence. In general, an ideological group will face internal strife when modifying or abolishing its ideology or basic doctrine. However, Hizballah actually did not. Second, Hizballah’s transformation into a political party was not simply a result of the bilateral relations between Lebanon and Syria, but of the multilateral ones among the other neighboring countries including Israel, Iran and the United States. While Syria played the most critical role, Iran as Hizballah’s patron state and Israel as its opponent must not be ignored.

Accordingly, this paper will tackle the question of Hizballah’s transformation in the early 1990s by dealing with the following two perspectives. The first is inner organizational dynamics, such as policy disputes among its rank and file, and structural changes. The second is the post-war political situation that should be expanded from the domestic to the regional and international; i.e. covering cases of cooperation as well as conflict among Hizballah, Lebanon, Syria, Israel, Iran and the United States.

(SUECHIKA, Kota, Associate Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)